I P 通 信 網 サ - ビ ス 契 約 約 款 の - 部 改 正

第1章 総則

第1条~第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

弟 3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用しよす。						
種別	事 業 者 名					
1~4 (略)	(略)					
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シィ・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ 小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、財水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコーブ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ペイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアスネットワーク株式会社又は株式会社 Goolight					
6~31 (略)	(略)					

第2章 (略)

第3章 IP通信網契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。

(1)~(3) (略)

2 (略)

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種別	事 業 者 名
(略)	(略)

第1章 総則

第1条~第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

種別	事 業 者 名		
1~4 (略)	(略)		
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シィ・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAIケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社又はシーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社又は知多メディアスネットワーク株式会社又は株式会社 Goolight		
6~31 (略)	(略)		

第2章 (略)

第3章 IP通信網契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。

(1)~(3) (略)

2 (略)

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種別	事 業 者 名
(略)	(略)

	第3-8種契約	K B N株式会社	第3-8種契約	香川テレビ放送網株式会社	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
第2節~第3節 (略)		第2節~第3節 (略)			
第4章~第15章 (略)			第4章~第15章 (略)		
料金表 (略)			料金表 (略)		

別表1~別表3 (略)

附 則(令和3年10月22日経企第1917号) この改正規定は令和3年11月1日から実施します。

別表1~別表3 (略)